

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間及び47年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで
③ 昭和49年4月から平成2年3月まで

申立期間①について、私は昭和35年11月に結婚し、夫婦で国民年金の加入手続を行いA市役所で国民年金保険料を納付した。

また、申立期間②については、夫と二人で行っていた自営業を昭和43年に会社組織にして厚生年金保険に加入したが、47年に会社を辞めたため再度国民年金に加入してA市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で保険料を納付した。当時、会社経営を辞めたものの、規模を縮小して、パート従業員を3人か4人雇い自営業を行うことで生活自体に大きな支障は無かったので、保険料は納付できた。

さらに、申立期間③については、申立期間②と同様にA市役所で、この頃は主に夫が夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、夫婦で国民年金の加入手続を行い、A市役所で保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和37年3月頃に払い出されたものと推認され、その時点からすると申立期間①は現年度納付可能な期間である上、申立人が12か月と短期間

である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人の申立期間①直後の昭和 37 年 4 月から 43 年 8 月までの期間については、平成 24 年 2 月 15 日に申立人の被保険者台帳（旧台帳）に納付記録が見つかったため、記録が回復されたものであり、行政の記録管理に不備がみられる。

- 2 申立期間②について、申立人は、夫婦で経営していた会社を昭和 47 年に辞めたため、A 市役所で国民年金の再加入手続を行い、同市役所で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号（*）は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、48 年 1 月頃に払い出されたものと推認され、その時点からすると申立期間②は保険料を納付することができる期間である。

また、申立人の申立期間②直後の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間については、上記 1 と同様に、申立人の被保険者台帳に申請免除の記録が見つかったため、記録が回復されたものであり、行政の記録管理に不備が見られる。

さらに、申立人は、申立期間②直前の厚生年金保険被保険者資格の喪失後、国民年金の再加入手続を行っており、申立期間②当時は保険料の納付意欲があったと考えられ、当該期間の保険料を納付した可能性は否定できない。

- 3 申立期間③について、申立人は、申立期間②と同様に A 市役所で、当時は主に夫が夫婦二人分の保険料を納付していたはずであるとしている。しかしながら、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとするその夫は、病气療養中のため申述を得られず、妻は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間③は 192 か月と長期間である。

さらに、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで

私は、国民年金の加入手続を行って以降、未納無く国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続を行って以降、未納無く国民年金保険料を納付していたとするところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 43 年 10 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付することができる期間である。

また、申立人は、国民年金の加入期間のうち、申立期間以外の国民年金保険料は全て納付済みである上、3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで

私は、会社を退職した昭和 50 年 8 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は、私が夫の保険料と一緒に納付していた。申立期間①及び②が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの期間について、申立人は、会社を退職した 50 年 8 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、申立人がその夫の保険料と一緒に納付していたとするところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、52 年 6 月頃払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は保険料を納付することができる期間である。

また、申立人は、当該期間の前後を含め、申立期間①及び②以外の国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、3 か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、昭和 50 年 8 月から 52 年 3 月までの期間について、申立人は、

前記1と同様に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前記1のとおり、同年6月頃払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は遡って保険料を納付することができる期間であるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会において、A市に係る「国民年金手帳記号番号払出簿」（紙台帳）の閲覧及びオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、昭和50年8月から52年3月までの期間について、申立人は、その夫の保険料と一緒に納付していたとしており、その夫の当該期間に係る保険料は納付済みとなっているが、その夫の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、43年10月頃払い出されたと推認され、申立人夫婦の加入手続時期は異なり、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録には、その夫の50年4月から52年9月までの期間は現年度納付とされていることから、前述の申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期（昭和52年6月頃）からすると、当該期間の保険料は遡って納付することが必要であることから、申立人の主張は不合理であり、申立人の保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、本申立事案の口頭意見陳述においては、国民年金加入手続、当該期間に係る国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から45年3月まで
② 昭和62年7月

申立期間①については、会社を退職した昭和42年7月頃、母が私の将来のことを考えて、国民年金の加入手続をA区役所で行い、自身の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれた。結婚後、母から妻に渡された年金手帳には国民年金印紙が貼られていた記憶がある。

申立期間②については、昭和46年8月に結婚した後は、私の妻が夫婦の分の国民年金保険料を郵便局で納付していた。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職した昭和42年7月頃、その母が申立人の国民年金の加入手続をA区役所で行い母自身の分と一緒に申立人の保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、44年12月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、44年4月から45年3月までの期間は、現年度納付が可能な期間であり、12か月と短期間である当該期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない上、一緒に保険料を納付していたとするその母は、当該期間の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、昭和46年8月に結婚後、その母から妻に渡された年金手帳には、国民年金印紙が貼られていた記憶があるとしているところ、A区では、国民年金保険料の収納方法が申立期間①の直後の45年

4月に印紙検認方式から納付書方式に切り替わっていることから、申立人の印紙による納付の記憶は、当時の保険料徴収事務の取扱いと符合し、申立人の申述に不自然さは見当たらない。

2 一方、申立期間①のうち、昭和42年7月から同年9月までの期間については、上記1のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年12月頃払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、上記のとおり、申立人は、その母からその妻に渡された年金手帳には国民年金印紙が貼られた記憶があるとしているが、申立期間①のうち、昭和42年10月から44年3月までの期間は保険料を過年度納付する期間となり、過年度分の国民年金保険料は国民年金印紙により納付できない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①のうち、昭和42年7月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間②については、申立人は、結婚後はその妻が夫婦の国民年金保険料を郵便局で納付していたと申し立てているが、オンライン記録によると、当該期間は、当初厚生年金保険被保険者期間とされていたところ、平成11年10月27日に、厚生年金保険の資格喪失日が昭和62年8月1日から同年7月31日に訂正されたことにより生じた未納期間であり、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年12月まで

会社退職後の昭和47年の後半頃又は48年の前半頃に、私はA市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。その際に、46年4月分から加入手続を行ったその月の分までの納められる保険料をまとめて同市役所で納付した。その後、保険料は3か月ごとに銀行や市役所で納付しており、年金手帳の「初めて被保険者となった日」には「昭和46年4月1日」となっているのでこの日から国民年金に加入したはずである。申立期間が未加入期間及び未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、会社退職後の昭和47年の後半頃又は48年の前半頃に、A市役所に行き国民年金の加入手続を行い、その際に、46年4月分から加入手続を行ったその月の分までの納められる保険料をまとめて同市役所に納付したと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、50年5月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、48年4月から同年12月までの期間は遡って保険料を納付することができる期間であり、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、当該期間直後の49年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料が納付済みの記録となっていることから、遡って納付が可能な48年4月から同年12月までの期間の保険料を納付した可能性を否定できない。

一方、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの期間は、申立人は、20歳未満となることから、国民年金には適用除外となり制度上

保険料を納付することができない期間である。

また、昭和 47 年 1 月から 48 年 3 月までの期間については、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 5 月頃払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間のうち昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が「昭和 46 年 4 月 1 日」（国民年金手帳には当該日は二重線が引かれ、誕生日の前日である昭和 47 年*月*日と訂正されている。）と記載されていることをもって、当該日から国民年金保険料を納付したとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、保険料の納付を開始した日を示すものではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から49年3月までの期間及び50年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から49年3月まで
② 昭和50年7月から同年9月まで

昭和47年8月に結婚した以降、夫の勤務先に集金に来ていたA銀行（現在は、B銀行）の外回りの担当者に積立の集金と一緒に国民年金保険料も渡していた。これは、C区に転居した49年4月以降についても変わっていない。特に50年7月から同年9月まで夫は納付済みであるにもかかわらず、私が未納記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和47年8月に結婚した直後にD区役所E出張所に婚姻届の提出と一緒に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人の申述どおり同年9月頃に払い出されたと推認され、申立期間①の保険料は納付することが可能な期間である。

また、申立人の夫は申立期間①当時の国民年金保険料を、その夫自身が勤務していたF事業所の集金を担当していたA銀行株式会社の行員に納付書と保険料と一緒に渡していたとしている上、同社はサービスの一環として国民年金保険料の集金を行っていたと回答しており、同社の供述は申立人の申述と符合している。

さらに、申立人は、昭和47年3月から平成19年10月までの期間のうち、47年3月から同年8月までの期間、申立期間①及び②以外に未納期間は無く、申立人が19か月と比較的短期間である申立期間①の国

民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は国民年金保険料を未納とした記憶は無いとしているところ、申立期間②前後の期間は納付済みであり、申立人と一緒に納付したとしているその夫も当該期間については納付済である上、申立人が3か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年5月まで

平成7年にA市（現在は、B市）に移転した後、A市役所（現在は、B市C区役所）から私が20歳になった5年*月からの国民年金保険料の納付書がまとめて送付されてきた。同市役所に問い合わせたところ、学生であっても20歳から国民年金に加入することが義務付けられているということを知った。7年の8月か9月頃にA市役所の窓口で、母が私の7年度分の保険料とそれまでの未納分を一括で納付してくれたと記憶している。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人は、「平成7年の8月か9月頃にA市役所の窓口で、母が私の7年度分の保険料とそれまでの未納分を一括で納付してくれた。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、8年4月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間のうち、6年3月から同年5月までの期間は遡って納付することが可能な期間である。

また、D市の国民年金被保険者名簿によると、当該期間のうち、平成6年4月及び同年5月は「他市町村納付」と記載され、納付している記録となっていることが確認できることから、行政の記録管理に不備が見られ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される8年4月頃の時点で、6年3月から同年5月までの国民年金保険料を遡って納付した可能性が高い。

さらに、申立人は、申立期間以外に保険料の未納は無く、3か月と短

期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間のうち、平成5年8月から6年2月までの期間について、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、8年4月頃に払い出されたと推認され、その時点を基準とすると、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年3月から同年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年5月16日まで
昭和50年3月から54年8月まで、B株式会社で勤務していた。その間、50年5月から51年4月までの期間、関連会社のA株式会社に出向していたが、同年4月の厚生年金保険の記録が無い。B株式会社には継続的に勤務していたはずなので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間を含め、B株式会社及びその関連会社であるA株式会社に継続的に勤務していた。」と供述しており、申立人と同様に両社間の転籍に伴い、申立人の申立期間と同期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落している同僚が10人確認できるところ、そのうち3人が「申立人は、申立期間、同社で継続的に勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたはずである。」と供述していることから、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和51年5月16日に、A株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和51年3月の事業所別被保険者名簿から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA株式会社からB株式会社に異動した者 10 人（申立人を含む）に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 51 年 4 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年 4 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和61年9月3日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月31日から同年9月3日まで
② 昭和61年12月30日から62年1月1日まで

私は、A株式会社B所を昭和61年8月31日付けで退職するつもりだったが、上司に「新しくC所ができるので今と同じ条件で、新任担当者に仕事を教えてほしい。」と言われ、同所に同年9月から同年12月まで4か月勤務することにした。日本年金機構の記録では、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無いが、保管している給料明細書では、厚生年金保険料が継続して控除されている。

両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人提出の給料明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間①においてA株式会社に継続して勤務し（昭和61年9月3日に、A株式会社B所から同社C所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和61年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付

義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出されたA株式会社に係る給料明細書において、申立人は、昭和61年12月の厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められる。

しかしながら、申立人のA株式会社における雇用保険の離職日は、昭和61年12月28日となっており同年同月末日まで在籍していたことが確認できない上、申立人も同年12月28日に同社を退職したと認識している。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、「その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされているところ、申立人は、昭和61年12月28日にA株式会社を退職したと認識していることから、申立人の主張する同年12月は、仮に事業主により同年同月の厚生年金保険料が控除されていたとしても、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集していた関係資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和39年4月にA株式会社に入社してから、54年7月に同社を退職するまで、継続して勤務していた。会社が分社化したことにより、申立期間中に事業所名が変わったものの、同じ場所で同じC業務をしていた。申立期間も給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A株式会社及びその関連会社であるD株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA株式会社からD株式会社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA株式会社からD株式会社に異動した同僚数10人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和40年9月

の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和22年12月頃、A株式会社に入社し、43年12月頃退社するまで、Cの仕事に従事していた。申立期間は、独立採算制にするため分社化した時期であったが、勤務地、仕事の内容も同じで、申立期間も継続して勤務していたのに、当該期間が未加入期間となっていることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A株式会社及びその関連会社であるD株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA株式会社からD株式会社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA株式会社からD株式会社に異動した同僚数10人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測さ

れ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 40 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年8月31日から同年9月16日までの期間について、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、同年9月16日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月31日から同年10月5日まで
株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日が平成7年8月31日となっているが、申立期間まで継続して勤務していた。申立期間について、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成7年8月31日から同年9月16日までの期間については、申立人に係る雇用保険の加入記録により同年9月15日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成7年8月31日と記録されているが、当該資格喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同日以降の同年10月5日付けで申立人を含む従業員20人について遡及して行われたことが確認できる。

しかしながら、商業登記簿の履歴事項全部証明書から、平成7年8月31日以降においても、株式会社Aが法人であることが確認できること

から、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の株式会社Aにおける資格喪失に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人に係る雇用保険加入記録における離職日の翌日である平成7年9月16日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該資格喪失処理前のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成7年9月16日から同年10月5日までの期間については、申立人は、雇用保険被保険者記録では、同年9月15日を離職日として、同年9月26日に求職申込みを行っており、同年10月3日から基本手当（失業給付）を受給していることが確認でき、当該期間は雇用保険の被保険者となっていない。

また、申立人と同じく平成7年10月5日付けで同年8月31日に遡って資格喪失処理が行われている株式会社Aの同僚が提出した7年10月度給与支給明細書の欄外の記載から、事業主は、従業員に対して、社会保険を8月で喪失させたため8月分の社会保険料を返還する旨周知していることが確認できる上、上記給与支給明細書から社会保険料が返還されていること及び同年9月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人が、事業主により給与から保険料控除がされていたと確認できる給与明細書等の資料も無く、このほかに当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和46年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月2日から同年8月1日まで

私は、昭和46年7月2日から株式会社Aに勤務し厚生年金保険料を控除されていたのに、年金事務所の記録では、厚生年金保険の資格取得日は同年8月1日と記録されている。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、i) 申立人は、申立人の主張どおり昭和46年7月2日から株式会社Aに勤務していたこと、ii) 同日には申立人を含む12人が株式会社Bから株式会社Aへ移籍したが、その全員について、誤って厚生年金保険の資格取得日を同年8月1日として届け出てしまったこと、iii) 申立人の申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたことを回答している。

また、上記同僚12人のうちの一人が保管していた昭和46年7月分給与明細書において、株式会社Aから給与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和46年8月の事業所別被保険者名簿から、7万2,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 46 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日
年金記録を確認したところ、申立期間に株式会社Aにおいて支払われた申立期間の賞与の記録が欠落していることが分かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された株式会社Aに係る平成 17 年分給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)、預金通帳の記録及び申立人の上司から提出された平成 17 年(2005 年)賞与支給一覧表の記載内容から、申立期間において申立人に賞与が支給されていたものと認められる。

また、源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく平成 17 年の各月の給与から控除される社会保険料額の合計額より多いことが確認できる。

さらに、当該上司から提出された賞与支払明細書において、支給された賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、源泉徴収票において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び預金通帳の記録から推認できる賞与額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行に

については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していない可能性があるとしているものの、当時の資料が無いため届出を行ったか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和39年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月20日から同年4月1日まで

申立期間も継続してA株式会社に勤務していたにもかかわらず、昭和39年2月20日から同年4月1日までの記録が確認できないので、被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出を受けた人事異動に係る資料から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和39年2月20日にA株式会社B工場からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和39年4月の事業所別被保険者名簿から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉国民年金 事案 4995（事案 4338 及び 4736 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 3 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 3 年 6 月まで

申立期間について、私は、国民年金保険料を納付していなかったため、父母が A 市役所に行き、私の国民年金の加入手続を行い、母が同市役所の窓口で平成元年 12 月まで遡って国民年金保険料 58 万円を納付したことは事実である。

今回、新たな資料及び情報は無いが、疑問に思っていることを具体的に説明してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 5 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち元年 12 月から 3 年 5 月までは時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られないこと、申立人が納付したと申述する国民年金保険料納付金額と申立期間の納付に必要な保険料金額とに相違があるなどとして、既に当委員会の決定に基づく 23 年 7 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、その後保険料納付を示す新たな証拠となる資料の提出は無いが、国民年金の加入手続を行った時に、保険料として 58 万円をその母が払ったのは事実であり、A 市役所及び社会保険事務所（当時）に資料が無いことは納得できないことを理由にして再申立てを行ったが、当該事情は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 24 年 2 月 22 日付け年金記録の訂正は必

要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、i)被保険者の資格取得日は、平成元年12月であり、何故5年7月頃の払出しとなるのか、2年から4年の間でも良く、保険料納付を開始した5年8月の1か月前と都合が良いと思われること、ii)保険料納付後に年金手帳が送られてきたと記憶しており、年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」を見て、「払ってあるんだな。」と安心したのは事実であること、iii)保険料の納付年月日が、3年7月から5年3月までの期間のものが5年8月23日、5年4月から同年8月までの期間のものが同年8月26日に納付された記録となっていることに疑問があること等を理由として、納得できる説明をしてほしいとしている。

しかしながら、i)については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、払出日の特定まではできないものの、上述のとおり、平成5年7月頃に払い出されたと推認され、ii)については、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであり、保険料納付の始期を示すものではなく、iii)については、当該保険料納付期間に係る納付書は、現年度分と過年度分が混在しており、申立期間当時、現年度分はA市役所、過年度分は社会保険事務所が作成していたことが確認されており、当該事情により納付書の作成日が同日ではなかったことも考えられることから、保険料納付日に数日の差異が生じた可能性も否定できない。

今回、申立人からは新たな証拠及び資料等の提出は無く、このほか、本申立事案の口頭意見陳述において、申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、新たな証拠及び証言は得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から 61 年 3 月まで

申立期間について、私は、私の夫が、昭和 56 年 9 月末に会社を辞めて自営業となったため、同年 11 月頃に、私が A 市役所において、私と夫の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。後に、私の国民年金の加入記録を調べたところ、申立期間の保険料が未納となっており、夫の保険料は納付済みとなっている。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 56 年 11 月頃に A 市役所で申立人とその夫の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料額及び納付場所等を覚えていないとしており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号（*）は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間のうち、56 年 11 月から 59 年 3 月までは時効により保険料を納付することができず、同年 4 月から 61 年 3 月までは遡って保険料を納付することができる期間であるが、申立人は遡って納付した記憶は無いとしており、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続きをその夫の分と一緒に行ったとしているが、その夫の国民年金手帳記号番号（*）は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 57 年 1 月頃に払い出されたと推認されるところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は上記のとおり、61

年6月頃と推認され、その夫とは払出時期が異なっていることから、申立人の申述と相違している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、年金手帳に記載された資格取得年月日の時期から保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及して記載されるものであることから、保険料納付の始期を示すものではない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4998（事案 3214 及び 4095 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年6月まで

申立期間について、私は、勤めていた会社を平成4年11月頃に退職したため、A市役所で国民健康保険の加入手続を行った。手続の際、窓口の職員から「国民健康保険と国民年金はペアでないと加入できない。」と言われ、国民年金にも加入した。加入手続後は国民年金保険料を納付していなかったが、5年2月から同年3月頃にかけて、滞納していた市民税及び国民健康保険料とともに同市役所から督促状が届き、その後同市との間で市民税、国民健康保険料及び国民年金保険料の滞納分を合算した上で分割して納付する計画を立て、覚書のようなものを交わし、その後2年数か月にわたって納付した。

今回の申立てに当たり、i) A市役所では「国民健康保険の加入時には必ず国民年金と一緒に加入するべく指導していた。」ことを同市役所に確認しているため、間違いなく国民年金にも加入したこと、ii) 同市役所では国民年金を滞納すると「督促状又は徴集員により保険料を徴収する。」との説明があったが、私は督促状も徴集員の訪問も受けておらず、このことが、申立期間の国民年金保険料を市民税、国民健康保険料と一緒に分割納付していたので、滞納が無いと市役所が判断していた証拠である。

この2件を検証の上、申立期間が未加入期間ではなく、保険料納付済期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人は、平成5年頃、国民年金のほかにも未納となっていた市民税と国民健康保険税と一緒にA市役所から督促状が届

き、A市役所B課との間で返済計画を立て、覚書を交わした上で2年数か月にわたって、市民税、国民健康保険税及び国民年金保険料を一緒に後から納付したと申述しているが、A市役所B課は、国民年金保険料の収納については同課の取扱対象外であるとしており、A市の取扱いと申立人の申述とが符合しないこと、申立人のA市での国民年金被保険者資格が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく22年6月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、初回の申立てにおいては、国民年金保険料の額は約12万円としていたが、実際は8万円ほどであったとして再申立てを行ったが、当該申述は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成23年3月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立人は、今回の申立てにおいて、i)自身がA市役所において国民健康保険に加入した際に、国民年金も一緒に加入するよう言われたことが国民年金に加入した証拠である、ii)同市役所の説明では、国民年金保険料を滞納した場合、「督促状又は徴集員により保険料を徴収する。」としているが、自身は督促状も徴集員の訪問も受けておらず、このことが申立期間の国民年金保険料を「市民税、国民健康保険料」と一緒に納付しており、滞納が無かったことの証拠である、としている。

しかしながら、i)については、A市役所では申立人が申立期間において国民健康保険に加入していた事実が確認できず、ii)については、申立期間はオンライン記録では、国民年金の加入手続が行われておらず、未加入期間であることが確認でき、国民年金保険料の納付書は発行されないため、督促状も徴集員の訪問も受けなかったものと推認できることから、申立人の上記申述は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から3年11月までの期間及び同年12月から5年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年11月から3年11月まで
② 平成3年12月から5年10月まで

申立期間①について、私が20歳となった平成元年*月頃、当時、A在住の学生だったが、B市役所から国民年金について連絡があり、母が同市役所において加入手続及び保険料を納付したはずである。

また、申立期間②については、C市へ転居後、多忙のため、保険料を納付していなかったが、後日、母が保険料を一括して納付したはずである。

それにもかかわらず、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳となった平成元年*月頃、当時、A在住の学生だったが、B市役所から連絡があり、その母が同市役所において国民年金への加入手続及び保険料を納付したはずであるとしており、申立期間②については、申立人は、C市へ転居後、多忙のため、保険料を納付していなかったが、後日、その母が保険料を一括して納付したはずであるとしている。しかしながら、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は、加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でない上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の番号が付番されていることから、申立期間①及び②は未加入期間であると推認され、制度上、当

該期間の保険料を納付することはできない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人のオンライン記録によると、国民年金保険料の納付書が平成9年7月に作成され、同年同月に8年12月から9年7月までの保険料が遡って納付されたことが記録されていることから、申立人は9年7月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認され、この時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①及び②における記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年12月から45年3月まで

昭和38年頃に有限会社Aに就職し、63年11月まで同社で勤務した。20歳になった42年*月から同社経由で国民年金に加入したはずである。保険料は当時数百円程度で、給与から天引きされており、事業主の妻が他の従業員の分をまとめて市役所に納付していたと思う。しかし、年金事務所で確認したところ、申立期間の国民年金の保険料が未納となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和42年*月、20歳になった時から、当時勤務していた有限会社Aを経由して国民年金に加入し、給与の中から保険料を控除されていたはずである。同社の社長の妻が経理事務を担当しており、自分も含め、成人に達した従業員の保険料はまとめて市役所に納付していたと思う。」としている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から、昭和45年12月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、42年12月から43年9月までは時効により保険料を納付することができない期間であり、同年10月から45年3月までは遡って保険料を納付することができる期間であるが、申立人は、事業主の妻が納付したとする保険料額や納付方法に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

この点について、有限会社Aの事業主とその家族の年金記録を確認したところ、事業主の息子（昭和25年*月生）の国民年金手帳記号番号は申立人の番号と連番で昭和45年12月に払い出されていることが確認できる

上、事業主及びその妻は、同年 12 月から国民年金の付加保険料を納付し始めていることが確認できることから、当時、同社の経理事務を担当していた事業主の妻は、その息子が 20 歳となる同年*月にその息子及び申立人の国民年金加入手続を行い、同時に、夫及び自分の国民年金の付加保険料の納付を開始する手続を行った可能性が高い。

また、申立人が所持する年金手帳には、「昭和 45 年 12 月発行」の記載が確認でき、上述の申立人の国民年金手帳記号番号の払出月と一致する上、年金手帳の昭和 45 年度のページに 4 月分から 12 月分までは「46.1.12」の検認印が確認できることから、事業主の妻は申立人の 45 年 4 月分から同年 12 月分までの保険料を 46 年 1 月に現年度納付したものと推認される。

なお、有限会社 A の事業主、その妻、その親族一人及び申立人の同僚だったとする者一人は昭和 36 年 4 月から保険料が納付されていることが確認できるものの、国民年金手帳記号番号は申立人よりも早い 35 年 10 月に払い出されており、これら 4 人は連番であることが確認できることから、これらの者は国民年金制度発足時に加入手続をしていたものと推認される。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、有限会社 A の事業主は既に他界しており、その妻からは回答が無く、当時の同僚も、「同社の社会保険事務は社長と社長の妻が行っており、分からない。」と回答している上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年3月まで

昭和43年5月*日に結婚して役場に行った時に、職員に言われて国民年金の加入手続きを行い妻が保険料を納付していたが、申立期間について、妻だけが保険料を納付していて自分の年金記録が無いというのは考えられない。43年からA市で自営業を営んでおり、税金を払っていて、当時は納税組合の役員までやっていた。私の国民年金保険料の納付書が何年か後に来て、遅れている分だけ納付したことがあるので、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年5月に結婚して役場に行った時に、職員に言われて国民年金の加入手続きを行い、その妻が保険料を納付していたとしているが、その妻は病気のため国民年金保険料の納付に関する事情を供述することができず、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和49年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち43年4月から47年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿では、資格取得年月日が「昭和49年4月1日」と記載され、同年3月の欄に「この月まで納付不要」の記載が確認できることから、同年3月以前の期間は国民年金の未加入期間とされ、申立人に係る国民年金保険料の納付書は発行されていなかったと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、

申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人のその妻の国民年金手帳記号番号は、その妻に係る国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者名簿及び当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人と結婚する前の昭和42年11月にその妻の実家の住所地であるB町において旧姓で払い出されており、同年9月から国民年金保険料の納付を開始していることが確認できるとともに、43年4月にA市への住所変更を行い、申立人が役場に行ったとしている同年5月*日にC姓に変更を行っていることが確認できることから、申立期間について、その妻の国民年金保険料が納付済みとされ、申立人が国民年金に未加入と記録されていることは、不自然なことではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 50 年 9 月 26 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 12 月 29 日から 55 年 1 月 1 日まで

申立期間①及び②については、大学の推薦により昭和 49 年 4 月 1 日に A 事業所（現在は、B 事業所。以下「B」という。）に新卒で採用され、50 年 9 月末日に同事業所を退職するまで、継続して勤務した。

また、申立期間③については、B を月末に退職し、1 日の空白も無く D 株式会社（現在は、E 株式会社。以下「E」という。）に入社し、昭和 54 年 12 月 31 日に退職した。同社が発行した給与所得の源泉徴収票においても、退職日は同年 12 月 31 日と記載されている。

国の記録では、申立期間①から③までについて厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、大学の推薦により B に新卒で採用され、昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 10 月 1 日までの期間において B の F 所に継続して勤務していたと主張しているが、雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と同日（昭和 49 年 5 月 1 日）であり、離職日は 50 年 9 月 20 日と記録されていることから、申立人の申立期間①及び②における勤務が確認できない。

また、社会保険事務を担当していたとする同僚は、月末に退職する場合の申立期間②当時の取扱いについて、「月末に退職をする場合は本人に確認した上で、本人が希望すれば、退職月に 2 か月分の厚生年金保険

料を控除し、翌月の1日を厚生年金保険の資格喪失日とし、希望しなければ、月末で資格を喪失させていた。」と回答している。

さらに、Bは、申立人に係る人事記録等の資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について不明であると回答している上、申立人が姓を記憶している同僚（先輩）を含め申立期間①及び②に同事業所において厚生年金保険被保険者記録を有する複数の同僚に申立人の在籍について照会したものの、同僚（先輩）からは回答が得られず、回答が得られた同僚の中に申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、申立人が卒業したG大学に、申立人に係る大学の推薦及び就職状況について照会したが、資料が保存されておらず不明であると回答している上、Bが加入しているH組合は、資料の保存経過につき、申立人に係る資格取得日及び資格喪失日を確認することができないと回答している。

2 申立期間③について、申立人から提出されたE発行の昭和55年給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）の退職日欄には、申立人の主張するとおり、54年12月31日と記載されている。

一方、雇用保険の離職日は、昭和54年12月28日と記録されており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合している。

また、I株式会社（Eの給与部門管理会社）から提出のあった申立人に係る厚生年金保険資格喪失確認通知書（昭和55年1月16日付けの社会保険事務所（当時）の確認印有り。以下「喪失確認通知書」という。）の備考欄には「12-28 退職」と記載され、資格喪失日は54年12月29日と記載されている上、同社は、喪失確認通知書と源泉徴収票の退職日がなぜ相違しているのかは不明であるが、喪失確認通知書に記載されている資格喪失日から判断すると、申立人の申立てどおりの届出はしていないと回答している。

さらに、源泉徴収票について、I株式会社に照会したところ、「申立期間③当時の担当者は、当時の給与締め日は末日、給与支払日は翌月22日であったとしていることから、当該源泉徴収票に記載されている支払金額は、昭和54年12月1日から退職日までの申立人に最後に支給された給与であると考えられる。また、社会保険料控除額(621円)は雇用保険料であると推測され、12月の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、当該社会保険料控除額は、申立人の昭和54年11月（申立期間③の前月）の標準報酬月額を基に算出した厚生年金保険料額を含むものとしては著しく低額であり、雇用保険料とほぼ符合していることが確認できる。

加えて、Eが加入しているJ組合は、資料の保存経過につき、申立人

に係る資格取得日及び資格喪失日を確認することができないと回答している。

3 このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 1 月 16 日から同年 2 月 1 日まで
② 平成 12 年 12 月 21 日から 13 年 1 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社及び株式会社Bに勤務していた期間のうち、申立期間①及び②については厚生年金保険被保険者記録が無かった。当時の給与明細書もあるので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人保管のA株式会社が発行した給与明細書から、申立人は、平成 8 年 1 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社の事業主は、同社における給与の締切日は 15 日締めであるところ、平成 8 年 1 月度の給与仕訳一覧表には申立人の氏名が確認できるものの、同年 2 月度の給与固定支給明細表には申立人の氏名が確認できないことから、申立人は、同年 1 月度の給与締め日である同年 1 月 15 日付けで退職したと考えられると回答している。

また、申立人は、平成 8 年 2 月の給与明細書は受領していないと申述しているほか、申立人のA株式会社における雇用保険の加入記録は確認できないことから、申立期間①において、申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、A株式会社が加入していたC基金及びD組合における申立人の資格喪失日は平成 8 年 1 月 16 日であり、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間①において、A株式会社に勤務していた

ことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成 12 年 12 月末日まで株式会社 B に勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録から、申立人の株式会社 B における離職日は平成 12 年 12 月 20 日であり、離職票が交付されていることが確認できる。

また、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人の資格喪失日が平成 12 年 12 月 21 日であること及び備考欄に「H12. 12. 20 退職」の記載があることが確認できる。

なお、申立人保管の株式会社 B が発行した平成 12 年 12 月の給与明細書で控除されている厚生年金保険料について、事業主は、社会保険料は翌月控除であり、当該給与明細書で控除されている厚生年金保険料は、同年 11 月の保険料であると回答している。

- 3 厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法 14 条においては、資格喪失の時期は「その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされている。

したがって、申立期間①に係る申立人の資格喪失日は平成 8 年 1 月 16 日であり、同年 1 月は厚生年金保険の被保険者期間とはならないことから、申立人の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除については、控除されるべきではない保険料が事業主により控除されていたと考えられる。

また、同様に申立期間②に係る申立人の資格喪失日については、平成 12 年 12 月 21 日であり、同年 12 月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 7070 (事案 5294 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から同年 4 月まで

昭和 39 年 1 月から同年 4 月までの間、A 株式会社に勤務し、B 業務に従事した。そして、その間給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時の給与明細書を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 4 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、A 株式会社に勤務していた申立期間のものであるとする給与明細書を提出し、当該期間の被保険者記録が欠落しているのは納得できないと主張しているが、同給与明細書には事業所名及び発行年の記載は無く、同社の当該期間における給与明細書であることが確認できない。

また、同給与明細書に記載されている厚生年金保険料、健康保険料及び失業保険料の各控除額は、申立期間当時における各保険料率で算出した控除額とは異なる上、これらの各控除額は、昭和 30 年 6 月から 35 年 2 月当時に適用されていた各保険料率で算出した控除額と合致していることが確認できる。

さらに、申立事業所は、「事業所発行の給与明細書には事業所名が記載されているはずであり、給与明細書の支払項目も当時の様式と違ってい

る。」と供述している上、申立期間当時に被保険者記録のある複数の同僚も、「給与明細書の様式については記憶に無い。」と供述している。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 7071

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
株式会社Aの事業主として勤務していたが、当時の事業所は経営状態が大変厳しく厚生年金保険料を滞納したところ、社会保険事務所（当時）職員が事業所を訪れ、給与を下げるか厚生年金保険からの脱退を勧められたため、指示に従って標準報酬月額を引き下げたが、納得できないので、標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 8 年 2 月から同年 10 月までは 50 万円、同年 11 月から 9 年 9 月までは 20 万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 10 年 2 月 17 日より後の同年 2 月 20 日付けで、8 年 2 月に遡って 9 万 2,000 円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る登記簿謄本から、申立人が当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「株式会社Aの事業主として勤務していたが、当時の事業所は経営状態が大変厳しく厚生年金保険料を滞納したところ、社会保険事務所職員が事業所を訪れ、給与を下げるか厚生年金保険からの脱退を勧められたため、指示に従って標準報酬月額を引き下げた。事業所は平成 10 年 2 月 * 日に倒産した。」と供述している。

また、申立期間当時の複数の同僚は、「当時の事業所は経営不振に陥り、給与の遅配が約半年間続いた後、平成 10 年 2 月に倒産した。事業所の社会保険関係事務については、事業主及び店長が担当していたが、社会保険事務所の職員が時々事業所を訪れ、社会保険事務手続を行っていた事業主

を指導していた。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 10 日から 36 年 12 月 18 日まで
株式会社Aに勤めていた昭和 30 年 4 月 10 日から 36 年 12 月 18 日までの厚生年金保険被保険者期間については、37 年 2 月 27 日に脱退手当金として支給されたことになっているが、この脱退手当金について手続をした覚えが無いので調査の上、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた株式会社Aにおいて、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 12 月 18 日の前後 2 年以内に当該資格を喪失し、脱退手当金の支給記録のある複数の同僚が「脱退手当金の手続については会社の担当者がしてくれ、退職金に併せて受け取った。」と述べている。

また、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある 30 人（申立人を含む）のうち、26 人に支給記録があり、うち 16 人について資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされていることが認められる上、同事業所における資格喪失日が異なるものの脱退手当金の支給決定日が申立人と同日となっている同僚が 4 人認められることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月後に支給

決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。